

日本セキュリティ・マネジメント学会 論文賞運営細則

JSSM-3-732 2003.06.07 制定 2005.05.12 改定

2007.11.30 改定

2012.06.01 改定

2020.12.11 改定

1. 審査対象論文

学会誌に投稿された「研究論文」のうち、査読を経て掲載された研究論文を審査対象とする。

2. 審査委員会

- (1) 審査委員会は、表彰部会長が選任した候補から理事会で選ばれた審査委員長に加え、以下から5名程度を表彰部会長が理事会に推薦し構成する。ただし、審査対象論文との利害関係などやむを得ない理由がある場合には、表彰部会委員の一人が表彰部会長に代わって審査委員長候補選任と審査委員推薦を行う。

- ・ 編集部会長
- ・ 編集副部会長
- ・ 表彰部会が選任する追加候補3名程度まで
なお、上記の追加候補は、当該論文の査読者（非会員）でもよい。
- ・ 研究統括が推薦するもの2名程度まで

- (2) 当該年度に投稿された全ての研究論文の査読が終了した年度末に、審査委員長はすみやかに審査委員会を招集する。
- (3) 審査委員長は、年度ごとに選出するものとし、連続2年をこえて就任することはできない。
- (4) 審査委員会は、審査の分担、専門研究者への諮問の可否等、審査についての運営を行う。
- (5) 審査委員会の庶務は事務局が行う。

3. 審査方法

- (1) 受賞論文は、審査委員会による1次審査および最終審査を経て当該年度で2編以内を決定する。
- (2) 1次審査は審査委員によって、以下の6項目を評価する。①～⑤の総和を、各審査委員が各論文に与えた総合評価点とする。
 - ①現状を的確に把握し、本論文の位置付け、目的、必要性が明示されているか（5点）
 - ②論文の仮説が明確かつ適切であるか、目的に沿った仮説になっているか（5点）
 - ③仮説の検証が十分になされているか、検証不十分な所は無いか（5点）
 - ④論文の構成が、論理的か、適切に展開されているか（5点）

⑤論文の新規性への評価（5点）

⑥その他、評価できる事項、懸念される事項の有無

（3）最終審査は1次審査の評価結果を集計し、以下の3点を基準として一次審査の⑥を加味して選考する。

さらに、各委員の評点平均のバラツキの影響を確認し、審査委員でフリーディスカッションを行い、受賞論文を最終決定する。

①その論文に与えられた総合評価点の総和

②総合評価点においてその論文に最高得点を与えた審査委員数。

③個別評価項目①～⑤の中で最低点を獲得した項目の数が少ない。

4. 表彰

（1）表彰は、原則として総会において行う。

（2）審査委員長は、総会において、審査の経過および結論を報告する。

（3）受賞者の氏名、所属、受賞論文名は、学会ホームページにおいて審査報告の概要を含めてすみやかに公表する。

（4）受賞者には、賞状及び賞金5万円を授与する。

5. その他

当細則の改廃は、表彰部会における検討を経て理事会にて行う。

付則 この細則は、2003年6月18日から施行する。

2005.05.12 改定は、2005年5月12日から施行する。

2007.09.28 改定は、2007年11月30日から施行する。

2012.05.29 改定は、2012年06月01日から施行する。

2020.12.11 改定は、2020年12月21日から施行する。

以上